

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2014年3月号 | No. 3/2014

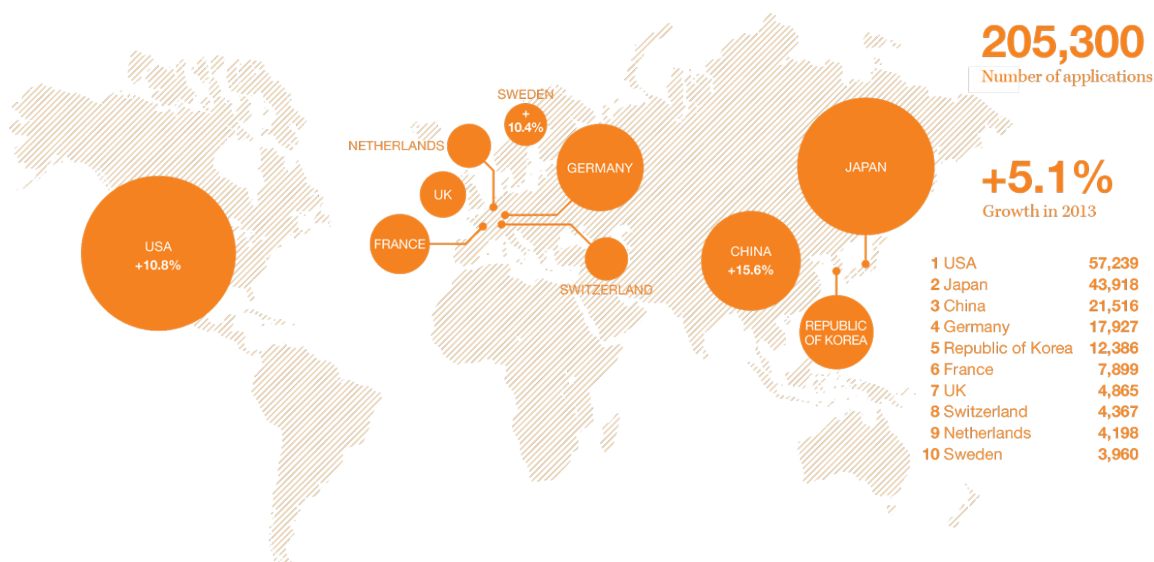
日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

2013年のPCT出願

2013年に出願されたPCT国際出願の件数がはじめて200,000件を上回り、新記録を樹立しました。約205,300件のPCT国際出願が提出され、2012年比で5.1%増となりました。

2013年における出願上位10ヶ国の中で、2桁の伸びを示したのは中国（+15%）、米国（+10.8%）、そしてスウェーデン（+10.4%）でした。2012年と同様、上位2ヶ国の出願件数、つまり米国の57,239件（全出願件数の27.9%）と日本の43,918件（同21.4%）が全出願件数の約半分を占めました。続いて、初めて3位となった中国の21,516件（同10.5%）、ドイツの17,927件（同8.7%）、そして韓国の12,386件（同6.0%）で、これらを米国と日本の件数と合わせると全出願件数の74.5%となります。欧州特許条約の加盟国の出願人は、加盟国全体で、全出願の28%を占め、2012年（29%）に比べやや減少しました。以下に国別出願上位10ヶ国を示します。全出願に対する割合と増加率の詳細はWIPOプレスリリースPR/2014/755のAnnex 1で公開されています。プレスリリースには、以下で参照する他のAnnexも含んでおり、下記のリンク先でご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2014/article_0002.html



プレスリリースのAnnex 2では、全ての国についてのPCT国際出願の国別件数（筆頭出願人の居所の国毎）が示されています。

ご注意いただきたいのは、上記2013年の数値とAnnex 1とAnnex 2に含まれる数値は速報値です。国際事務局では、2013年に国内及び広域官庁に出願されたPCT国際出願をまだ受理していないものもあり、確定した数値は本年の後半に公表されます。

2013年に国際公開された出願人の第1位と第2位はここ数年変化はありませんが、日本企業のパナソニック株式会社が2,881件で、中国企業のZTE Corporation (2,309件)を超え、第1位となりました。米国企業のIntel Corporationは昨年もっとも件数を伸ばした企業であり2012年比で1,212件増加しました。上位10出願人と公開された国際出願件数を以下に示します。Intel Corporationを除き、2012年の上位10出願人に含まれています。

1.	パナソニック株式会社 (JP)	2,881
2.	ZTE Corporation (CN)	2,309
3.	Huawei Technologies Co. Ltd (CN)	2,094
4.	Qualcomm Incorporated (US)	2,036
5.	Intel Corporation (US)	1,852
6.	シャープ株式会社 (JP)	1,840
7.	Robert Bosch Corporation (DE)	1,786
8.	トヨタ自動車株式会社 (JP)	1,696
9.	Telefonaktiebolaget LM Ericsson (publ) (SE)	1,467
10.	Koninklijke Philips Electronics N.V. (NL)	1,423

PCT 国際出願件数上位 51 出願人（2013 年に公開された件数）の一覧はプレスリリースの Annex 3 で公開されています。

教育機関による出願に関する情報もプレスリリース（Annex 4）でご覧いただけます。上位 10 教育機関のうち 9 機関を米国の大学が占め、第 1 位は University of California、第 2 位は Massachusetts Institute of Technology となりました。唯一 10 位以内に入った米国以外の教育機関は大韓民国の Korea Advanced Institute of Science and Technology です。米国の大学は上位 50 教育機関のうち 31 を占め、続いて大韓民国（7 機関）、日本国（6 機関）となっています。

公開された国際出願の技術分野に関する詳細な情報はプレスリリースの Annex 5 でご覧いただけます。

なお、2013 年の最終的な数値は本年の後半に *PCT Newsletter* でお知らせいたします。

PCT Newsletter 20 周年記念

“20 年以上にもわたり PCT は驚くべき成長を遂げています。2013 年には国際出願件数が、その長い歴史上はじめて 200,000 件の大台を超えました。これはまさにグローバルなイノベーション活動において知的財産の重要性を裏付けるものです。この毎月発行している *PCT Newsletter* は、ユーザの皆さんに迅速に最新の PCT 情報や制度利用に関する実務アドバイスなどを伝えることで、この成長を支える重要な役割を果たしております。そして今後も、世界中で発明の保護を望むビジネスニーズに応じていくことでしょう。PCT ユーザに重要な情報を提供するため並々ならぬ努力をしている WIPO の同僚に敬意を表します。”

(Francis Gurry, Director General, WIPO)

“PCT が革新し拡大し続けるように、*PCT Newsletter* も PCT の最新情報をユーザに提供し続けています。*PCT Newsletter* の 20 周年記念にあたり、PCT 国際出願制度を利用するユーザが、国際的な市場において最も価値のある知的財産を保護するのに必要な実務的な情報や助言にすぐにアクセスできるよう、献身的に取り組んでいる同僚に敬意を表します。”

(James Pooley, Deputy Director General, Innovation and Technology Sector, WIPO)

今月、PCT Newsletter が 20 周年を迎え、大変光栄に思っております。1994 年 3 月以来、236 ものニュースレターが発行され、読者数も約 20,000 人となりました。創刊された当時を振り返る前に、また購読者に限定されていた紙面による刊行物が PCT ウェブサイトでもっとも頻繁に参照される情報の一つとなったことを紹介する前に、まずは読者から頂いたコメントを紹介したいと思います。

“PCT ニュースレターを購読して 8 年になります。現在、特許事務所でアシスタントとして働いていますが、ニュースレターで取り上げられている情報が仕事で大変役立っています。特に実務アドバイスは大変参考になります。”

(Essi Pösö, Patent Assistant, Tampereen Patenttitoimisto Oy, Finland)

その他、Neeti Wilson 氏 (Partner, Anand and Anand, India) と Carl Oppedahl 氏 (Oppedahl Patent Law Firm LLC, United States of America) からコメントを頂きました。

そして、次に官庁から頂いたコメントを紹介いたします。

“PCT Newsletter 創刊 20 周年お慶び申し上げます。世界第 2 位の PCT 国際出願件数を誇る日本のユーザにとっては、同ニュースレターはより使いやすい制度へと進化を続ける PCT 制度の動向を概観する上で大変使い勝手の良い情報源であり、特に日本語での抄録の発行は、より広い層のユーザへの同情報へのアクセスを可能とし、さらなる PCT の活用が期待されます。JPO としても、国際制度調和やユーザの利便性向上のため、ユーザがより利用しやすい制度の国内導入や PCT 制度の普及啓発の実施等、PCT の活用を促進すべく尽力しております。WIPO 及びメンバー国と共に、引き続き PCT 制度の改善への議論へ積極的に参画し、制度の更なる発展に努めていく所存です。”

(特許庁長官 羽藤 秀雄)

その他、米国特許商標庁、スウェーデン特許登録庁からコメントを頂きました。



PCT Newsletter の変遷 (1994 年、2003 年、2012 年)

Matthew Bryan (PCT 法務部長) のコメント

1994 年に PCT Newsletter が創刊されたのは画期的な進展でした。電子メールやウェブサイトが普及するまでの何年もの長い期間、ニュースレターは WIPO の PCT スタッフが定期的に PCT ユーザに伝えることのできる唯一の手段でした。はじめの頃は、新たな PCT 締約国の加盟、PCT 規則改正、手数料の変更、PCT 関連の研修の開催についての情報をユーザに伝

えていました。各号には“実務アドバイス”を掲載し、そこでは特定の PCT の実務的な質問について回答していました。また、紙形式の PCT 願書様式の新しいバージョンやルーズリーフ版の *PCT 出願人の手引*を一時的に更新するための簡単に切り離せる用紙もニュースレターを通して提供していました。

それ以来、長い道のりを歩み、現在ではメーリングリストによる配信を行い、WIPO ウェブサイト上には定期的に更新され非常に多くの情報を含む PCT ポータルを提供し、そこでは無料で毎週更新される *PCT 出願人の手引*、無料のウェビナー、ディスタンスラーニングコース、29 回からなる PCT ビデオシリーズなども利用可能となっています。しかし、これらの新しい情報源や通信手段があるにも関わらず、このニュースレターが PCT ユーザから役立つものとして、また重要な情報、知識として信頼され続けているので、我々は *PCT Newsletter* を毎月発行しています。

PCT Newsletter の進展及び持続は WIPO の多くの関係者の努力の賜物であり、現在および 1990 年代初頭にニュースレターを創刊するというビジョンをもった WIPO の同僚に敬意を表します。しかし、ニュースレターが果たしてきた何年にも亘る素晴らしくたゆみない役割の最大の功労者は *PCT Newsletter* 編集者の Debra Collier であることは言うまでもありません。彼女は 1994 年の創刊号以来 *PCT Newsletter* に携わり、過去 20 年間における毎月の貢献は注目に値します。

WIPO を代表して、*PCT Newsletter* 読者の皆さんに、そして創刊当初に（購読料をお支払い頂き）紙形式でのニュースレターを購読しご支援いただいたことに対し、お礼を申し上げます。創刊以来、皆様から多くのご意見、ご質問、コメントをいただきました。皆様のニーズに応えるべく *PCT Newsletter* を改善していきますので、今後もご意見等をお寄せいただければ幸いです。

Debra Collier（編集者）のコメント

20 年前、PCT の唯一の情報源（特許協力条約や規則、実施細則といった PCT 法律文書を除いて）は、隔週発行の紙版の *PCT 公報* のセクション IV（これはそれぞれが分厚い刊行物だったので、印刷代、郵送費をカバーするために比較的高額の購読料がかかりました）、*PCT 出願人の手引*の印刷版（更新は年 2 回のみ）、新しい PCT 締約国についてのニュースのような重要な事項に関するプレスリリース、というものでした。

これらの情報を補うため、定期的により安価の情報リソースが必要だったことは明らかでした。そして、当時の PCT 法務部長 Busso Bartels は、月刊の *PCT Newsletter* を発行するという考えに至りました。最初の 3 年間は、紙面による提供で、印刷し郵送するための購読料を頂いておりました。

紙形式による購読というオプションはその後 2007 年まで 10 年以上も続きますが、1997 年 1 月に *PCT Newsletter* のインターネット版の発行が始まり、無料でより多くのユーザが利用できるようになりました。また、それまで印刷し郵送して配布するのに比較的長い時間が必要でしたが、できあがったばかりの最新版が数時間で閲覧可能となり、ユーザがより新しい PCT 情報にアクセスできるようになりました。

PCT Newsletter は、次号が発行されるまでは、PDF 形式と HTML 形式でご利用いただけます。読者は、各号が発行された時に電子メールを受けるサービスを無料で利用できますし、検索エンジン（http://www.wipo.int/pct/en/newslett/practical_advice/search.jsp）を利用した過去の実務アドバイスの検索も可能ですし、特定の記事に関する年間コレクションを検索することも可能です。最近、1994 年と 1995 年に発行されたものを追加しましたので、20 年

間のコレクションが利用可能となりました。

1994年に *PCT Newsletter* が最初に発行されたときは、PCTの締約国は67ヶ国でしたが、今や148ヶ国になりました。つまり、読者の皆様にご案内する各国に関する変更情報などが年々増加しているということです。1994年には、*PCT Newsletter* は平均4ページ（表やリストを除く）でしたが、この12ヶ月の平均は10ページとなっています。

ニュースレターが創刊されて以来、PCT出願件数が1994年の34,104件から2013年には205,000件を超え、20年間で実に約500%増加し、ユーザコミュニティも拡大しました。

PCT Newsletter を支える人々

PCT Newsletter を発行するというアイデアが生まれたとき、私はPCT審査部門（PCT管理部）で約5年間審査官をしており、すでにPCTに基づく手続きにかなり精通していました。1993年11月、*PCT Newsletter* の創刊を手伝うためPCT法務部に異動しました。最初の数ヶ月間、当時の法務部のメンバー：Busso Bartels, Phillip Thomas, Isabelle Boutillon, Vitaly Trousov, Matthew Bryan, Claus Matthes, Eric Wolff, Yolande Coeckelbergs, Helen Featherby から計り知れない協力を受けたことを思い出します。

そして、この場を借りて、現在*PCT Newsletter*の発行を一緒に行っている同僚にも感謝したいと思います。Katyana Norris Levyは2005年以来、編集助手として一緒に仕事をしてきましたが、ニュースレターのための情報収集や下書きの一部作成に携わり、*PCT出願人の手引*を最新の情報に維持することにも深く関わっています。Corinne Julliardは特にインターネットで公開する点で技術的に協力してくれています。また、長年助言を与えてくれる上司のMatthew Bryan、PCT法務部の同僚（日本のユーザ向けに日本語抄訳¹を作成しているMasanori Tachibana（橋均憲）とTomoko Bouvier（ブヴィエ・友子）も在籍）、日頃から技術的な文言に関して協力してくれているイノベーション技術部門の同僚に感謝いたします。



PCT Newsletter 編集・作成チーム：
左から Katyana Norris Levy, Debra Collier, Corinne Julliard

今後も、より良いものをご提供できるよう努力してまいりますので、*PCT Newsletter* へのご意見、ご要望を下記メールアドレスまでお寄せ頂ければ幸いです。

pct.legal@wipo.int

¹日本語抄訳は次のリンク先からご覧いただけます：<http://www.wipo.int/pct/ja/newslett/>

国際機関会合

第 21 回 PCT 国際機関会合が 2014 年 2 月 11 日から 13 日までイスラエルのテルアビブで開催されました。議長による要約と作業文書は下記の WIPO ウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=32122

会合では、現時点では基本的なサービスが出願人と官庁に提供されており、今後さらなるサービスの充実のために多くの官庁の参加が求められる ePCT の現状に関する報告 (PCT/MIA/21/2) をテークノートしました。

また、会合では、品質サブグループ会合の議長による要約をテークノート (PCT/MIA/21/22 の Annex II) し、以下のさらなる作業の勧告を承認しました。

- 品質ポリシーやガイドラインのさらなる情報交換
- 国際調査の範囲に関する情報の提供
- 見解書及び特許性に関する国際予備報告の第 V 欄及び第 VIII 欄に関する標準化項目のまとめ
- 品質のサンプルチェック手法とチェック率のさらなる議論
- 指定官庁から国際機関へのフィードバック (試行) の準備
- チェックリストの比較
- 複雑な単一性に関する改善された説明と例示の開発
- メトリクス (統計指標) の用途や表現、範囲に関する議論

米国特許商標庁は PCT 作業部会で議論すべき問題を紹介しました。

- 否定的な国際調査機関 (ISA) の見解書や国際予備審査報告への応答義務付けの導入 (PCT/MIA/21/8)
- 特許審査ハイウェイの PCT への正式統合 (PCT/MIA/21/9 及び PCT/MIA/21/18)
- 先の “PCT20/20”² 提案に関する他の問題 (PCT/MIA/21/7)

日本国特許庁は、国際段階と国内段階の調査と審査の実務がより密接に連携するためのいくつかの手法を提示する “国際段階と国内段階の連携促進” (PCT/MIA/21/17) について紹介しました。

韓国知的所有権庁は、以下を含む “PCT 3.0” について紹介しました。

- 国際調査機関の見解書に対する任意の出願人のコメントの公式化
- 写真を処理するためのさまざまな画像フォーマットによる図面の提出の許容
- サーチ結果の共有に関する改善
- 協働国際調査
- 優先権書類の IPC 分類の共有
- 国際調査報告書における非特許文献の多言語による改善された表示

連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦) は自動的に特許文献を分析し、請求の範囲と従来技術を比較し、特許性の判断を行う “E-Patent Examiner” システムの実行可能性調査について紹介し (PCT/MIA/21/15)、その可能性をより完全に調査するために試行段階に入

² PCT 20/20 は、第 5 回 PCT 作業部会 (2012 年 5 月 29 日～6 月 1 日) において、英国と米国から共同提案されたもので、12 の改善提案を含む (PCT/WG/5/18)

ることを提案しました。

国際機関の選定に関する議論（PCT/MIA/21/3 及び PCT/MIA/21/21）において、選定のための手続きを改善する必要があることについて基本的に合意しましたが、選定を求める機関が満たすべき要件をどのように変更すべきかについては合意が得られませんでした。

国際機関は、国際出願のカラー図面の提出と手続きの容認に向け進展がみられるよう要望を表明しました。（PCT/MIA/21/6）

他の議題は以下の通りです：

- 審査官の研修（PCT/MIA/21/4 及び IP オーストラリアによるプレゼンテーション）
- 協働国際調査及び審査試行プロジェクト
- 欠落部分の引用による補充に関する実務の明確化（PCT/MIA/21/14）
- 選択した ISA により管轄外である旨の宣言がなされ、管轄 ISA を選択するよう出願人に求めた場合の対応の分析（PCT/MIA/21/10）
- PCT 最小限資料（PCT/MIA/21/12）
- 配列表に関する問題（PCT/MIA/21/16 及び PCT/MIA/21/11）
- WIPO 標準 ST.14 の改訂（PCT/MIA/21/5）
- 国際出願の要約及び報告の翻訳（PCT/MIA/21/20）
- PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの改訂（PCT/MIA/21/13）

国際出願の電子出願及び手続

RO/AT と RO/SE の電子形式の国際出願に関する要件及び実務の詳細は、英語版の“PCT Information Update”の“AT オーストリア”と“SE スウェーデン”をご覧ください。

ePCT パイロット版による RO/AU に対する ePCT 出願

受理官庁としてのオーストラリア特許庁（RO/AU）は、2014 年 4 月 14 日から ePCT 出願を受入れることを IB に通知しました。これにより、ePCT 出願が可能な受理官庁の数は 4 となりました。

電子形式による国際出願の提出に関する RO/AU の詳細はまもなく公示（PCT 公報）に掲載される予定です。

ePCT 出願は、電子証明書で認証された WIPO ユーザアカウントで利用可能な ePCT プライベートサービスから行えます。ご利用は下記リンク先の ePCT ポータルサイトからどうぞ。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

また、上記リンク先から WIPO ユーザアカウントの作成と WIPO 電子証明書の入手も可能です。ePCT ポータルサイトの“Try ePCT in DEMO mode”（ePCT デモ版）のリンクからデモ出願も可能です。

（PCT 出願人の手引 附属書 C（AU）が更新されました。）

PCT 最新情報

AT：オーストリア（電子形式の国際出願に関する要件及び実務）

AU : オーストラリア (手数料)
CA : カナダ (手数料)
GE : グルジア (手数料)
IL : イスラエル (インターネットアドレス)
IR : イラン・イスラム共和国 (受理官庁としての官庁の要件)
PE : ペルー (E メールアドレス)
SE : スウェーデン (電子形式の国際出願に関する要件及び実務)

調査手数料 (連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

取扱手数料 (オーストラリア特許庁、カナダ知的所有権庁)

米国特許商標庁：2014年2月13日、3月3日及び3月17日の休業

悪天候のため、米国特許商標庁は以下の日付で公的な事務処理を目的とした開庁を行いませんでした。

2014年2月13日

2014年3月3日

2014年3月17日

その結果、PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連する書類や手数料が同庁に到達すべき期限の満了日が上記日付にあたる場合、その期限は延長され、それぞれ次の就業日である2014年2月14日、3月4日、3月18日に満了します。

PCT 関連資料の最新／更新情報

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局とイスラエル特許庁との間の、国際調査及び予備審査機関としての機能に関する、2014年3月1日に発効した改正された取決め条項が英語及び仏語で公表されました。

(英語) http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_il.pdf

(仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_il.pdf

手数料の支払い請求に関する注意喚起

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO 国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。

そして、“IPT PATENTS – Register of International Patents” 名の新たな請求書が確認されました。PCT ユーザが WIPO に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を以下のウェブサイトでご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同サイトからご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号 : +41 22 338 83 38
 FAX 番号 : +41 22 338 83 39
 電子メール : pct.legal@wipo.int

実務アドバイス

国際出願の提出後に PCT 規則 4.17(iv) に基づく発明者である旨の申立てを提出する

Q: 法人出願人及び発明者 2 人による国際出願の代理人です。通常、国際出願の提出時に米国指定を目的とする PCT 規則 4.17(iv) に基づく発明者である旨の申立てを含むようにしていますが、今回は出願前に発明者の署名を入手する時間がなく、申立てなしで国際出願を提出し、発明者の署名の入手後に申立てを提出することにしました。出願時に、発明者の署名がない申立てを提出し、後日、署名の入った差替え用紙を提出すべきだったのでしょうか？また、今回のように国際出願と別個に申立てを提出する場合、何か特別にしなければならないことはありますか？申立ての提出期限と、もし追加手数料が必要でしたら教えてください。

A: 国際出願前に PCT 規則 4.17(iv) に基づく申立てのための発明者の署名を入手できない場合、署名なしの申立てを提出する必要はありません。そのような申立ては考慮されず、様式 PCT/IB/370 により PCT 規則 26 の 3 に基づき補充された申立てを提出するよう求められるだけです。それ故、申立てなしで国際出願し、後日、署名された申立てを提出することをお勧めします。

申立てが国際出願と別個に送付される場合、国際事務局 (IB) へ直接送付する必要があります。国際段階での申立ての提出期限は、優先日から 16 ヶ月です。ただし、当該期間の満了後に IB が受領した申立てであっても、国際公開の技術的準備が完了する前に IB に到達した場合には、当該期間の末日に IB が受領したものとみなされます。(PCT 規則 26 の 3.1 参照)

PCT 規則 4.17(iv) に基づく申立てを提出する時期がいつであろうと、申立てには各発明者による署名と日付が記入されている必要があります。例えば今回の場合、2 人の発明者が同じ地域にいない場合には、各発明者がそれぞれ別の申立てに署名することも可能ですが、その場合は、各申立てに 2 人の発明者の名前が記載されている必要があります。国際出願と別個に申立てを提出する方法は、以下に説明するように、紙面による提出、PCT-SAFE のような電子出願ソフトを利用した提出、ePCT プライベートサービスのオンラインアクションを利用した提出がございます。

紙面による提出

申立てが紙面 (又はファックス) で提出されるのであれば、当該申立てには手書きによる署名が必須であり、申立ての追加について説明した書簡を添付する必要があります。(PCT 実施細則第 216 号参照)

添付するカバーレターに国際出願番号を記載したとしても、各申立てには国際出願番号を記

載する必要があります。これは、米国国内法において申立てそのものに国際出願番号を記載することが求められているからです。(37 CFR 1.63(b)(1)参照:

http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_rules.pdf) 国際出願番号が記載されていない場合、米国国内段階で国内の申立てを提出しなければならず、さらに、それが優先日から 30 ヶ月より後に提出された場合には手数料を支払わなければなりません。

したがって、もし国際出願を提出した後に申立てを提出する場合には、発明者が署名する前に国際出願番号が申立てに記載されていなければならない、関係する出願の国際出願番号が受理官庁から通知されるまで待つ必要があります。

PCT-SAFE による提出

PCT-SAFE を利用して提出された国際出願に関しては、すでに国際出願が提出されていても、当該ソフトを利用して申立てを作成することができます。PCT-SAFE ファイルマネージャの“提出済”から、提出済み出願書類をダブルクリックして開き、‘申立て’ ページに進みます。プルダウンリストから、提出したい申立てを選択し、“追加”をクリックします。“氏名 (名称)”に入力されている発明者の詳細が、“申立て”の画面に自動的に現れます。

紙形式による提出と同様に、発明者が署名する前に、申立てそのものに国際出願番号が記載されていることが重要です。国際出願の提出後に申立てを作成するのであれば、ソフトウェアが画面上で国際出願番号を記入するよう促し、その番号はプリントアウトされた申立ての適切な箇所に自動的に記入されます。しかし、出願時にプリントアウトした申立てやそれをコピーした申立てには“本申立ては、本書がその一部をなす国際出願を対象としたものである”という一文が含まれており、そのような申立ては受理されません。いずれにせよ、国際出願の提出と同時に申立てを提出しないのであれば、願書様式に用意されている申立てページに記入することは、願書のページ数を間違えて数えることにも繋がり、お勧めしません。

申立てには、英数字の署名 (テキスト署名)³か複写による署名のどちらでも可能ですし、プリントアウトする場合には手書きの署名も可能です。申立てが完成したら、PDF形式で保存するか、国際出願の提出後に申立てを作成した場合に使用可能となる印刷ボタンをクリックしてプリントアウトすることができます。PDF形式の書類はePCTのドキュメントアップロード機能を利用してアップロードすることができます。

専用の ePCT オンラインアクションを利用した出願後の申立ての作成

ePCT において当該国際出願に関して eOwner 又は eEditor のアクセス権を有していれば、ePCT プライベートサービスで提供されるオンラインアクション“規則 4.17に基づく申立て”を利用することで、願書様式の情報に基づき出願後の申立てを作成することが可能です。このような手段で申立てを提出するのであれば、国際出願番号を含む書誌情報はご自身で入力する必要はなく、願書様式に含まれていた情報や出願後に更新された情報が自動的に入力され、プリントアウトされた申立てには自動的に国際出願番号が記入されます。発明者に一時的な eEditor のアクセス権を付与する場合、発明者はテキスト署名を入力することで、または複写による署名を含む画像ファイル (JPG 又は TIF 形式) を添付することで申立てに署名することが可能です。申立ては電子形式で IB に提出された後、瞬時に ePCT で閲覧可能となります。

ePCT システムの利用に関する詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

³ 米国では S-signature として知られている。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

一般に国際出願の提出後、申立ての提出は無料で行え、国際出願の一部であるにもかかわらず追加ページ手数料も不要です。

申立てに関する詳細は、*PCT 出願人の手引* 国際段階の параグラフ 5.074~5.083 をご覧ください。

国際段階での発明者である旨の申立ての提出は、PCT 規則 4.17 に基づく他の申立てと同様、任意であることにご注意ください。何れの申立ても国内段階に移行する際に提出可能であり、発明者の宣誓又は宣言に関する米国の要件を満足させるため、米国特許商標庁（USPTO）への国内段階移行まで待つという出願人もおります。さらに、2012 年 9 月に米国発明法の関連規定が発効され、2012 年 9 月 16 日以降の国際出願日の国際出願において、発明者の宣誓又は宣言に加え、発明者の一人が死亡していたり、法的に無能力であったり、連絡が取れなかったり、又は、宣誓／宣言に署名することを拒絶したりした場合、USPTO に対して代用陳述を提出することができます。また、宣誓／宣言に求められる陳述と発明の譲渡を組み合わせ、発明者によって署名された譲渡陳述を提出することもできます。

指定官庁による PCT 規則 4.17 に基づく申立ての受入れの義務に関する詳細は、*PCT Newsletter* 2014 年 2 月号の“実務アドバイス”をご覧ください。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧